

群馬大学医学部附属病院放射線障害予防委員会規程

平成16. 4. 1 制 定
改正 平成17. 4. 1 平成30. 4. 1
令和元. 7. 2 令和 3. 4.20

(趣 旨)

第1条 群馬大学医学部附属病院放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院放射線障害予防委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、病院長に具申する。

- (1) 放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）、放射線取扱主任者の代理者（以下「代理者」という。）及び放射線取扱主任者の補佐（以下「主任者補佐」という。）の推薦に関する事。
- (2) 放射線業務従事者の登録に関する事。
- (3) 予防規程及び放射線障害のための放射線業務従事者心得等の制定及び改廃に関する事。
- (4) 放射線業務従事者の健康管理に関する事。
- (5) 使用施設の整備、拡大及び安全管理に関する事。
- (6) 非常事態及び異常事態の措置に関する事。
- (7) その他放射線障害の防止に関する事。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 放射線取扱主任者
- (2) 放射線取扱主任者代理者
- (3) 放射線取扱主任者補佐
- (4) 放射線部長
- (5) 放射線安全管理責任者
- (6) 健康管理担当者
- (7) 健康管理医
- (8) 放射線施設管理責任者
- (9) 医学系研究科放射線取扱主任者

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第4号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が、疾病その他事故等によりその職務を行うことができないときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会は、原則として年に1回開くものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第8条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、総務課及び施設運営部昭和施設課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会及び病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、旧群馬大学医学部附属病院放射線障害予防委員会規程（平成13年4月1日制定。以下「旧規程」という。）第3条第5号に規定する委員である者は、施行日にこの規程第3条第5号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、旧規程による委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。